

東京大学運営方針会議内規

令和7年1月30日
運営方針会議可決
東大規則第59号
[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学運営方針会議規則（令和6年9月26日東大規則第37号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、運営方針会議の議事の手続その他必要な事項について定める。

(議事)

第2条 運営方針会議は、運営方針委員及び総長の総数の3分の2が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 運営方針会議の議事は、出席者の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、運営方針会議が規則第5条第3項に規定する総長選考・監察会議への報告を行う場合及びこの内規の第7条に規定する改廃について議決する場合には、出席者の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

4 運営方針委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

5 規則第5条第3項に規定する総長選考・監察会議への報告及び同条第4項に規定する総長選考・監察会議への意見の申出については、総長は、その議事に加わることはできない。

6 規則第5条第1項に規定する運営方針事項及び同条第5項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関する事項の議案の提出は、総長が行う。

(議長)

第3条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副議長)

第4条 運営方針会議に、副議長を置く。

2 副議長は、運営方針委員のうちから議長が指名する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(監事の陪席)

第5条 運営方針会議の議事は、原則として、監事を陪席させて行う。

(透明性の確保)

第6条 運営方針会議は、議事手続の透明性の確保を図り、議事の記録及び配付資料は、原

則として公開する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、議長が運営方針会議に諮って、これを行う。

附 則

- 1 この内規は、令和7年1月30日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、この内規の施行後最初に議長となる者の任期は、令和8年3月31日までとする。

沿革

東京大学運営方針会議内規

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆令和7年01月30日 運営方針会議可決